



長野県報

1月13日(木)
平成23年
(2011年)
第2232号

目 次

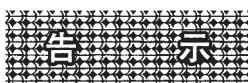
告 示

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域の指定（水大気環境課）	1
都市計画事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	1
宅地建物取引業法に基づく公開の聴聞（建築指導課）	2
広域連合長から申請のあった規約の変更の許可（市町村課）	2

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	2
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	3
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	3
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	3
一般競争入札（高校教育課）	3
一般競争入札（高校教育課）	4

正誤（農地整備課）	5
-----------	---



長野県告示第16号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）として次のとおり指定します。

平成23年1月13日

長野県知事 阿部 守一

- 要措置区域
上田市緑が丘1丁目2354番4の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - 1, 1-ジクロロエチレン
 - シス-1, 2-ジクロロエチレン
 - テトラクロロエチレン
 - 1, 1, 1-トリクロロエタン
 - トリクロロエチレン
 - 鉛及びその化合物
 - 砒素及びその化合物
 - ベンゼン
- 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない

特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

- 土壤汚染対策法第7条第2項の規定により示された要措置区域において講すべき汚染の除去等の措置
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

水大気環境課

長野県告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年1月13日

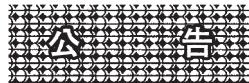
長野県知事 阿部 守一

- 施行者の名称
長野市
- 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画公園事業 4・4・5号 篠ノ井中央公園
- 事業実行期間
平成15年2月20日から
平成27年3月31日まで
- 事業地
(1) 収用の部分

変更なし

- (2) 使用の部分
なし

都市計画課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年1月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 日時
平成23年1月25日（火）午前10時
- 2 場所
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県庁 議会増築棟501号会議室
- 3 被聴聞者
- (1) 商号
株式会社東邦不動産プラザ
 - (2) 代表者氏名
増子清
 - (3) 主たる事務所の所在地
長野市北石堂町1455番地
 - (4) 免許証番号
長野県知事（3）4521号
 - (5) 免許年月日
平成11年9月13日

建築指導課

長野県上伊那地方事務所告示第1号

上伊那広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成22年12月28日付けで許可しました。

平成23年1月13日

長野県上伊那地方事務所長 市川武二

市町村課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年1月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
上田駅前ビルパレオ
上田市天神1-1786-26
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社久保田薬局
上田市天神1-8-1
ほか11名
- 3 记載した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
有限会社久保田薬局	久保田礼三	上田市天神1-8-1

ほか11名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
有限会社久保田薬局	尾身くみ子	上田市天神1-8-1

ほか11名

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
有限会社久保田薬局	久保田礼三	上田市天神1-8-1
株式会社ナリス化粧品	村岡弘義	大阪府大阪市福島区海老江1-11-17
株式会社ミモト	宮本幹夫	上田市国分1250-6

ほか3名

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
有限会社久保田薬局	尾身くみ子	上田市天神1-8-1

ほか3名